レジシステム改修の例

事業者様によりこの他、様々な事例が想定されますので以下は一例です。課税開始時期に間にあうようにご検討ください。

電子的に帳簿・書類を管理している

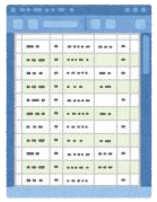

紙媒体で帳簿・書類を管理している

帳簿や領収書に「宿泊税」の項目がない

帳簿や領収書に「宿泊税」の項目が既にあり、追加費用なしで利用可能

今後も紙媒体のみで管理する

「宿泊税」を電子的に管理したい

帳簿や領収書に「宿泊税」項目を追加する改修

改修不要

新規にシステム導入
または
PCやソフトウェアの購入

適正な宿泊税事務の運営

※　これら改修は、必ずしも行わないといけないものではございません。

レジシステム改修に関するＱ＆Ａ

※宿泊税に関するQ&A（案）より関連Ｑ＆Ａを抜粋

番号	カテゴリ	ご質問	市案
61	申告納入	月をまたぐ連泊の場合は、連泊の初日に宿泊数をまとめて集計してもよいですか。	月をまたぐ連泊の場合は、宿泊があった月ごとに分けて集計してください。
68	特別徴収	領収書への宿泊税の表記は必ず行う必要があるのですか。	領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。 なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取り扱いは税務署までお問い合わせください。
69	特別徴収	領収書への宿泊税の印字は内税方式・外税方式の指定はありますか。	印字方式について指定はありません。宿泊税の名称とその金額の表示をお願いします。
70	特別徴収	課税対象の宿泊であったかどうかを示すために、領収書に素泊まり料金と食事代等を分けて表示する必要がありますか。	料金の内訳は、領収書での表示は必須ではありません。なお、税務調査の際にその素泊まり料金が確認できるように、資料等の管理をお願いします。
72	特別徴収	宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。	必ずしも新規に帳簿を用意する必要はなく、既存の帳簿に宿泊税の項目を追加する対応も可能です。また、単一の帳簿にまとめる必要はなく、複数の帳簿を突合させることにより宿泊税に関する情報（宿泊税額等）を確認することができるような場合も条例の定めを満たすことになりますので、管理しやすい方法をご検討ください。 （例：既に、宿泊台帳やレジシステムにおいて宿泊年月日や宿泊者数、宿泊料金を記録している場合において、経理上の帳簿（勘定元帳など）に、宿泊税額に関する項目を新たに追加することで対応　など）
73	特別徴収	補助金の交付対象となるレジシステムの改修は、どのようなものが該当しますか。	既存のシステムに宿泊税の項目を追加する改修や、発行する領収書に宿泊税の印字を追加する改修が考えられます。 このほか、宿泊税を管理するためのパソコンの購入なども対象になります。
74	特別徴収	レジシステムの改修は必須ですか。	既存システムの設定変更で対応できる場合や、紙媒体で管理する場合などにおいては必須ではありません。事業者様の事情によりご判断ください。 ※改修の判断については「レジシステム改修の例」シートをご参照ください。